

報第10号

令和7年度酒田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度酒田市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

令和7年度酒田市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 進次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳		
				予算計上額	前 年 度 進次繰越額	計					特 定 財 源		
											国県支出金	市 債	その他
10. 教育費	1. 教育総務費	第四中学校区義務教育 学校整備事業費 (測量及び用地調査 等)	74,074,000	22,223,000		22,223,000		22,223,000	22,223,000	22,223,000			
		第四中学校区義務教育 学校整備事業費 (上坂小学校改修設 計)	11,660,000	3,498,000		3,498,000		3,498,000	3,498,000	398,000		3,100,000	
	5. 保健体育費	体育施設整備事業費	54,725,000	21,890,000		21,890,000		21,890,000	21,890,000	90,000		21,800,000	
		八幡体育館改築事業費	829,158,000	497,494,000	37,876,000	535,370,000	165,866,800	369,503,200	369,503,200	103,200		369,400,000	
		八幡体育館改築事業費 (外構整備)	76,329,000	30,532,000		30,532,000	29,876,000	656,000	656,000	56,000		600,000	
	テニスコート改修事業 費	123,263,000	73,958,000		73,958,000		73,958,000	73,958,000	7,458,000		66,500,000		
合 計			1,169,209,000	649,595,000	37,876,000	687,471,000	195,742,800	491,728,200	491,728,200	30,328,200		461,400,000	

報第11号

令和7年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

令和7年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	文化振興総務管理事業	193,000	49,500					49,500
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	7,502,000	7,502,000		7,502,000			
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	24,246,000	10,650,799		10,650,799			
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生総務管理事業	1,518,000	1,386,000					1,386,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	47,968,000	47,968,000		47,968,000			
		農業基盤整備事業	7,700,000	7,700,000		5,106,000	2,500,000		94,000
		農道整備事業	7,946,000	7,946,000					7,946,000
		農業用ため池防災対策事業	7,300,000	7,300,000		7,000,000			300,000
7. 商工費	1. 商工費	観光物産施設管理運営事業	12,791,000	6,490,000					6,490,000

令和7年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	側溝整備事業	184,000,000	141,466,000		37,849,000	99,100,000		4,517,000
		橋りょう延命化事業	197,100,000	197,089,000		108,363,000	79,400,000		9,326,000
	5. 都市計画費	公園施設再整備事業	9,830,000	9,830,000		7,000,000			2,830,000
	6. 住宅費	市営住宅ストック改善事業	23,407,000	23,407,000		10,532,000	12,800,000		75,000
9. 消防費	1. 消防費	危機管理対策事業	18,012,000	18,011,939			17,900,000		111,939
10. 教育費	2. 小学校費	小学校空調設備整備事業	166,851,000	166,851,000		12,334,000	154,400,000		117,000
	3. 中学校費	中学校空調設備整備事業	186,764,000	186,764,000		16,289,000	170,200,000		275,000
	5. 保健体育費	体育施設整備事業	9,141,000	9,141,000			1,300,000	1,600,000	6,241,000
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	2,668,054,000	2,374,815,294		2,304,614,948	56,100,000	5,303,598	8,796,748
		林業用施設災害復旧事業	232,000,000	160,766,000		101,789,000			58,977,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	290,000,000	270,970,000		126,830,000	42,700,000		101,440,000
合 計			4,102,323,000	3,656,103,532		2,803,827,747	636,400,000	6,903,598	208,972,187

報第12号

令和7年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和7年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

令和7年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	市債	その他		
11. 災害復旧費	2. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害 復旧事業	円 45,705,000	円 45,705,000	円 636,000	円 46,341,000	円 32,491,000	円 0	円 0	円 0	円 13,850,000	<p>災害復旧工事において、令和7年8月8日に発生した大雨の影響により、施工箇所周辺の土砂が一部崩落し現場内に流入した。この土砂流入への対応として、土砂の撤去、型枠工等の再設置、及びブロック積工の手戻り作業が発生し、約1カ月間の遅れが生じた。</p> <p>また、当該現場に至る道路は山間部への進入路のため、例年多くの積雪がある。道路側面は急斜面の法面が続き、雪崩が頻発する事から冬期間は除雪されない路線である。そのため施工中の雪崩等に対する安全確保がとれないと請負業者からも申し出があり、冬期間工事を一時中断することとなった。</p> <p>そのため完成が令和8年度となる見込みとなったものである。</p>	

報第13号

令和7年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子



報第14号

令和7年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

令和7年度 酒田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰越 を要するたな 卸資産の購 入限度額	説明
						当年度分 損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金	一般会計 出資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
		令和7年度酒田市下水道広域 化推進総合事業管渠布設工事 (第2工区)	107,800,000	43,120,000	64,680,000	40,000	32,300,000	32,340,000				
		令和7年度酒田市下水道広域 化推進総合事業管渠布設工事 (第3工区)	47,985,300	18,744,000	29,241,300	21,300	14,600,000	14,620,000				
		令和7年度酒田市下水道関連 資材等単価特別調査業務委託 (その3)	407,000		407,000	4,000	200,000	203,000				
		令和7年度(繰越)酒田市下水 道広域化推進総合事業マン ホールポンプ設置工事(庄内処 理区)	51,000,000		51,000,000		25,500,000	25,500,000				
		令和7年度(繰越)酒田市下水 道広域化推進総合事業管渠布 設工事(第4工区)	43,141,200		43,141,200	89,200	35,900,000	7,152,000				
		酒田市公共下水道家際雨水ポ ンプ場の建設工事委託(電気設 備等改築)に関する協定	386,150,000	286,150,000	100,000,000		50,000,000	50,000,000				
1	資本的支出	1 建設改良費										
	合計		636,483,500	348,014,000	288,469,500	154,500	158,500,000	129,815,000				

報第15号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

酒田市役所内において発生した印鑑破損事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第10号

損害賠償の額の決定について

令和8年4月15日に酒田市役所内で発生した印鑑破損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日専決

酒田市長 矢口明子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (印鑑)	酒田市本町二丁目 2番45号 市役所1階 市民 課	印鑑破損	6,160円

報第16号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第11号

損害賠償の額の決定について

令和8年3月12日に酒田市入船町地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月8日専決

酒田市長 矢口明子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (車両)	酒田市入船町3番 15号 港南コミュニティ 防災センター駐車 場内	左側リアバンパー 損傷、左側テール ランプ損傷	381,800円

議第 49 号

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項第 2 号ト中「45 キロメートル」を「42 キロメートル」に改め、同号ナから同号ヌまでを次のように改める。

- ナ 使用距離が片道 42 キロメートル以上 44 キロメートル未満である職員 2 万 6, 800 円
- ニ 使用距離が片道 44 キロメートル以上 46 キロメートル未満である職員 2 万 8, 300 円
- ヌ 使用距離が片道 46 キロメートル以上 48 キロメートル未満である職員 2 万 9, 500 円

第 16 条第 2 項第 2 号中ネをホとし、ヌの次に次のように加える。

- ネ 使用距離が片道 48 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 3 万 700 円
- ノ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 52 キロメートル未満である職員 3 万 1, 900 円
- ハ 使用距離が片道 52 キロメートル以上 54 キロメートル未満である職員 3 万 3, 100 円
- ヒ 使用距離が片道 54 キロメートル以上 56 キロメートル未満である職員 3 万 4, 200 円

フ 使用距離が片道56キロメートル以上58キロメートル未満である職員 3万5,200円

へ 使用距離が片道58キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万6,200円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の酒田市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(委任)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

通勤手当の一部の距離の区分及び支給額を改めるため、所要の改正を行うものである。

議第 5 0 号

酒田市基金条例の一部改正について

酒田市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市基金条例の一部を改正する条例

酒田市基金条例（平成 1 7 年条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号の表中

「

中村ものづくり基金	中村恒也氏の寄附金をもって、ものづくり振興の資金に充てる。
-----------	-------------------------------

」

を

「

中村ものづくり基金	中村恒也氏及び同氏の遺志に賛同した企業等の寄附金をもって、ものづくり振興の資金に充てる。
-----------	--

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

中村ものづくり基金の目的を改めるため、所要の改正を行うものである。

## 議第 5 1 号

### 酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

酒田市長 矢 口 明 子

### 酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者

であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のよう

に改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18

条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の酒田市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の酒田市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の酒田市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含

む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の酒田市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して

課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の見直しに伴う規定を整備し、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

議第 5 2 号

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例

酒田市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 7 項を第 1 8 項とし、第 1 6 項を第 1 7 項とする。

附則第 1 5 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 1 0 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 8 項及び第 1 1 項」に、「附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」を「附則第 9 項、第 1 1 項及び第 1 2 項」に、「附則第 1 0 項から第 1 2 項まで」を「附則第 1 1 項から第 1 3 項まで」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 1 3 項」に、「附則第 1 3 項」を「附則第 1 4 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とする。

附則第 1 4 項中「附則第 1 2 項」を「附則第 1 3 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項を附則第 1 4 項とし、附則第 1 2 項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」

に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

6 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市都市計画税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

議第 5 3 号

酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部改正について

酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市印鑑条例及び酒田市手数料条例の一部を改正する条例

(酒田市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 酒田市印鑑条例 (平成 1 7 年条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第 1 7 条第 2 項中「個人番号カード (以下「個人番号カード」という。)」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法 (昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号) 第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 7 1 号) 第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書 (以下これらを「個人番号カード等」という。)」に改める。

第 1 9 条中「、個人番号カード」の次に「等」を加える。

(酒田市手数料条例の一部改正)

第 2 条 酒田市手数料条例 (平成 1 7 年条例第 7 4 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法 (昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号) 第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 7 1 号) 第

16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部改正及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

議第54号

請負契約の締結について

本市は、酒田市美術館大規模改修工事（建築工事）の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 酒田市美術館大規模改修工事（建築工事）                     |
| 2 | 契約の方法  | 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約               |
| 3 | 契約の金額  | 2億6,510万円                               |
| 4 | 契約の相手方 | 酒田市穂積字尻地233番地<br>大場建設株式会社<br>代表取締役 大場清悦 |
| 5 | 工期     | 契約締結の日から令和9年4月30日まで                     |

（提案理由）

酒田市美術館大規模改修工事（建築工事）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。



議第55号

物品の取得について

本市は、業務用パソコン等を更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の目的  | 業務用パソコン等の購入                               |
| 2 取得物品   | 業務用パソコン 142台                              |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                           |
| 4 取得の金額  | 4,065万7,100円                              |
| 5 取得の相手方 | 酒田市京田二丁目69番8号<br>株式会社管理システム<br>代表取締役 今野 修 |

(提案理由)

業務用パソコン等を更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第56号

請負契約の締結について

本市は、鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

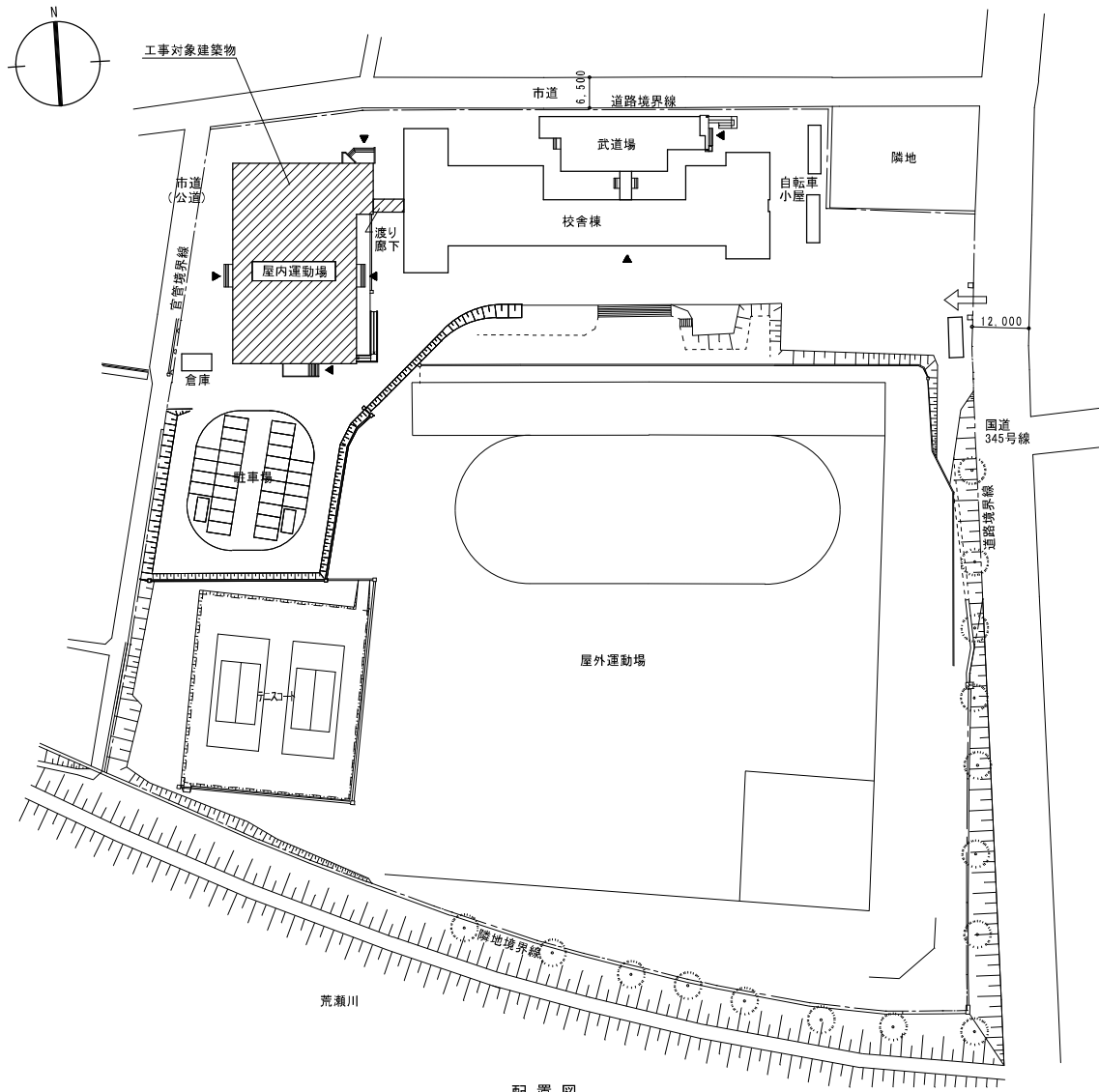
記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）                                      |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約                                       |
| 3 契約の金額  | 3億1,350万円   |
| 4 契約の相手方 | 酒田市下安町41番地の1<br>丸高・林建設工業特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社丸高<br>代表取締役 横瀬夏樹 |
| 5 工期     | 契約締結の日から令和9年2月26日まで   |

（提案理由）

鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事）



- 工事内容
- (1) 屋根及び外壁の塗装
  - (2) 建具の更新
  - (3) 断熱改修
  - (4) アリーナ床の改修

議第57号

物品の取得について

本市は、スクールバスを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | スクールバスの購入                                      |
| 2 取得物品   | 中型バス 2台  |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                                |
| 4 取得の金額  | 4,509万3,240円                                   |
| 5 取得の相手方 | 酒田市北浜町2番89号<br>株式会社庄交コーポレーション<br>酒田地区総括部長 阿部紀久 |

(提案理由)

スクールバスを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第58号

物品の取得について

本市は、光ヶ丘プールタッチプレートを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の目的  | 光ヶ丘プールタッチプレートの購入                              |
| 2 取得物品   | 光ヶ丘プールタッチプレート 一式                              |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                               |
| 4 取得の金額  | 2,240万7,000円                                  |
| 5 取得の相手方 | 酒田市こがね町一丁目10番地の4<br>有限会社とがしスポーツ<br>取締役 佐藤 香奈子 |

(提案理由)

光ヶ丘プールタッチプレートを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第59号

物品の取得について

本市は、除雪ドーザを更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | 除雪ドーザ（11t級、車輪式）の購入                         |
| 2 取得物品   | 除雪ドーザ 1台                                   |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                            |
| 4 取得の金額  | 2,068万9,460円                               |
| 5 取得の相手方 | 酒田市広野字中曾美1番地1<br>コマツ山形株式会社庄内支店<br>支店長 帯刀洋喜 |

（提案理由）

除雪ドーザを更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第60号

物品の取得について

本市は、ロータリ除雪車を更新するため、下記のとおり取得するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得の目的  | ロータリ除雪車（2.2m級）の購入                        |
| 2 取得物品   | ロータリ除雪車 1台                               |
| 3 取得の方法  | 条件付き一般競争入札による取得                          |
| 4 取得の金額  | 6,226万9,460円                             |
| 5 取得の相手方 | 酒田市両羽町9番地の4<br>太洋自動車工業株式会社<br>代表取締役 加藤 成 |

（提案理由）

ロータリ除雪車を更新し取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第61号

請負契約の締結について

本市は、第一・第二川南アパート解体工事の請負契約を下記のとおり締結するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

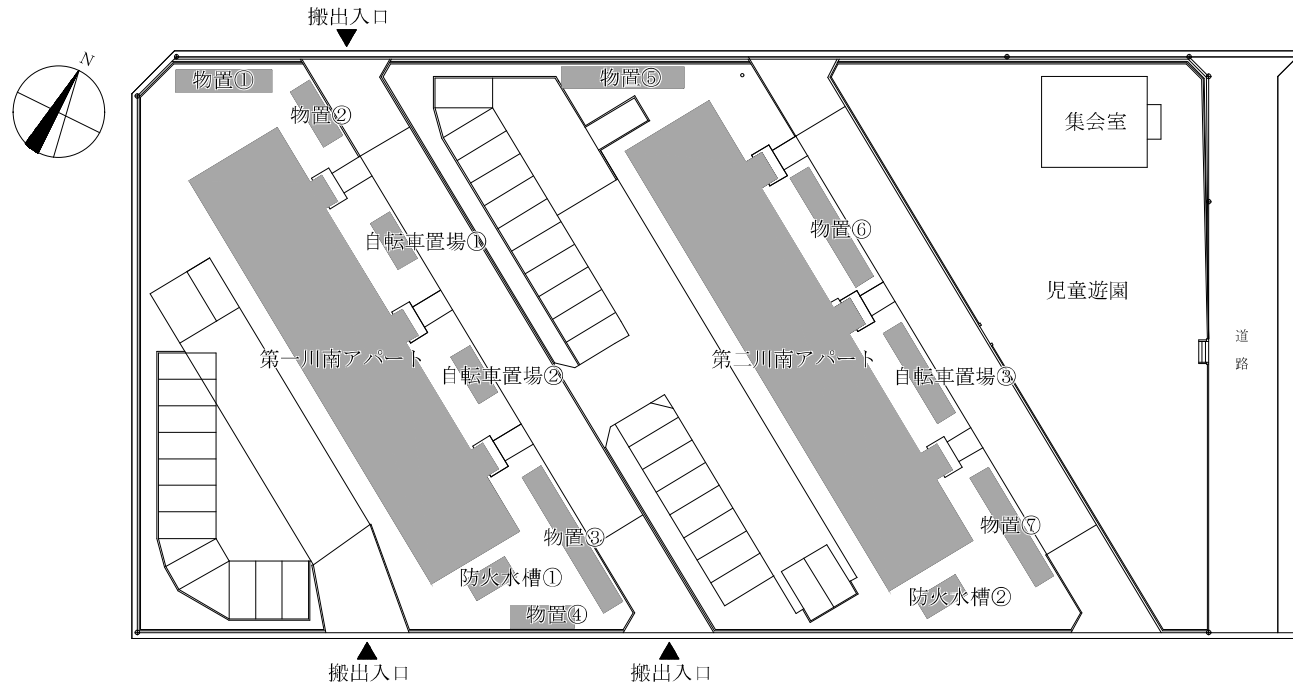
記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 第一・第二川南アパート解体工事                            |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約                  |
| 3 契約の金額  | 1億8,700万円                                  |
| 4 契約の相手方 | 酒田市幸町一丁目6番6号<br>林建設工業株式会社<br>代表取締役社長 林 浩一郎 |
| 5 工 期    | 契約締結の日から令和9年1月29日まで                        |

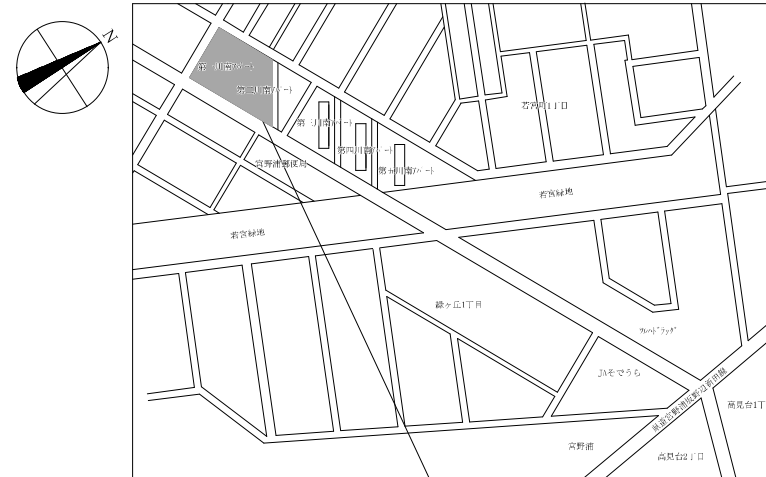
（提案理由）

第一・第二川南アパート解体工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものである。

### 第一・第二川南アパート解体工事



解体建物	構造	階数	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
第一川南アパート	RC造	4階建て	324.31	1,262.27
第二川南アパート	RC造	4階建て	335.56	1,304.39
物置①	木造	平屋建て	14.58	14.58
物置②	木造	平屋建て	9.72	9.72
物置③	木造	平屋建て	24.30	24.30
物置④	木造	平屋建て	9.72	9.72
物置⑤	木造	平屋建て	19.44	19.44
物置⑥	木造	平屋建て	19.44	19.44
物置⑦	木造	平屋建て	19.44	19.44
自転車置場①	木造	平屋建て	8.10	8.10
自転車置場②	木造	平屋建て	8.10	8.10
自転車置場③	木造	平屋建て	16.20	16.20
防火水槽①	-	-	不明	不明
防火水槽②	-	-	不明	不明



工事場所：酒田市若宮町一丁目24番1号、2号

議第 6 2 号

請負契約の変更について

本市は、令和 7 年議第 7 0 号、議第 7 4 号、報第 2 1 号、令和 8 年議第 1 5 号により議決を得た請負契約（令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その 1））の契約金額を下記のとおり変更するものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

記

「3 契約の金額 4 億 9 5 5 万 9, 7 0 0 円」を「3 契約の金額 4 億 2, 3 2 8 万 5, 5 0 0 円」に変更する。

（提案理由）

大場建設株式会社と請負契約を締結した令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その 1）において、被害木の伐木除根工等に係る経費を増額するため、請負契約の金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

議第63号

請負契約の変更について

本市は、令和7年議第73号、報第22号、令和8年議第16号により議決を得た請負契約（令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その8））の契約金額を下記のとおり変更するものとする。

令和8年6月3日提出

酒田市長 矢口明子

記

「3 契約の金額 2億8,949万4,700円」を「3 契約の金額 2億6,241万9,300円」に変更する。

（提案理由）

大井建設株式会社と請負契約を締結した令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その8）において、堆積土砂の運搬先の変更等に係る経費を減額するため、請負契約の金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。